**個人情報ファイル簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 遺失届情報ファイル | |
| 行政機関等の名称 | 群馬県警察本部長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 警務部会計課、前橋警察署、前橋東警察署、高崎警察署、高崎北警察署、藤岡警察署、富岡警察署、安中警察署、伊勢崎警察署、太田警察署、大泉警察署、館林警察署、桐生警察署、渋川警察署、沼田警察署、吾妻警察署、長野原警察署 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 遺失物法（平成１８年法律第７３号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 | |
| 記録項目 | １受理番号、２受理方法、３受理日時、４受理警察署、５受理交番等、６取扱職員、７遺失者住所・氏名・生年月日・年齢・連絡先、８届出者続柄、９届出者氏名、１０遺失日時、１１遺失場所、１２物件（現金・物品）、１３遺失者連絡状況、１４遺失者連絡日時、１５遺失者連絡方法、１６処理結果 | |
| 記録範囲 | 遺失者（届出者） | |
| 記録情報の収集方法 | 遺失者（届出者）からの提出 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む　　　含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | 有（警視庁及び道府県本部）　　　　　　無 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課 | |
| （所在地）〒３７１－８５７０  　　　　　群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 |  | |
| 個人情報ファイルの種別 | 法第60条第２項第１号  　（電算処理ファイル） | 法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル  有　無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当　　　非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）群馬県警察本部警務部広報広聴課  （所在地）〒３７１－８５７０  群馬県前橋市大手町１－１－１ | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 |  | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 |  | |
| 備　　　考 |  | |